



水害・土砂災害に備えましょう p1～3

「お試し」のつもりが定期購入に！
～契約内容をきちんと確認しましょう～ p4



編集・発行 板橋区消費者センター

水害・土砂災害に備えましょう

公益財団法人市民防災研究所 主任研究員 伊藤英司

昨年は相次いで台風が襲来し、各地で大きな被害をもたらしました。特に台風19号は広域に記録的な大雨が降り、河川のはん濫や土砂災害などで甚大な被害が発生し多くの尊い命が犠牲になりました。

板橋区を流れる荒川でも水位が上昇し、東京都北区にある岩淵水門(上)水位観測所では避難情報を発令する目安となる「避難判断水位」を超えました。また、板橋区に大雨特別警報が発表され、区内全域に「避難勧告」が発令されました。

幸いにも区内では大きな被害は発生しませんでした。いつこのような大雨による河川のはん濫や土砂災害が発生するかわかりません。今年の大雨や台風シーズンを前に、水害・土砂災害への備えを改めて確認しておきましょう。

1 水害から命を守るためには

地震とは違い、突然「洪水」が起きることはありません。洪水の発生はある程度予見することができ、気象庁などから発表される「防災気象情報」や板橋区が発令する「避難情報」を収集して、適切な避難行動を取ることで命を守ることができます。



しかしながら、西日本を中心に記録的な大雨となった平成30年7月豪雨では、たくさんの方の防災気象情報や避難情報が出されていたにもかかわらず、多くの方が避難行動を取らずに犠牲になりました。

そもそも住民に防災気象情報や避難情報が理解されていないことも、避難行動に結びついていない要因の一つとして考えられています。

2 土砂災害から命を守るためには

大雨が降ると、がけは突然崩れ落ちます。しかし、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された時など大雨により土砂災害の危険性が高まったとき、適切な避難行動を取ることで命を守ることができます。



東京都は、土砂災害により住民に被害が生じる恐れがある地域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。板橋区内には「土砂災害警戒区域」が149カ所、「土砂災害特別警戒区域」が117カ所指定されています。

平成30年7月豪雨では、土砂災害で犠牲になった人の約9割が土砂災害警戒区域等で発生しています。土砂災害警戒区域等に居住している人は、土砂災害に特に注意しなければいけません。

3 水害・土砂災害から命を守るために今すぐやること

① 水害・土砂災害リスクを把握する

はじめに、あなたの住んでいる場所の水害・土砂災害リスクを知ることが大切です。板橋区では、洪水ハザードマップ(集中豪雨版)と(荒川はん濫版)、土砂災害ハザードマップを作成して公表しています。

区民に配布している「いたばし暮らしガイド」と一緒になっている「防災ガイド」や板橋区ホームページ「ハザードマップ(web版)」にハザードマップが掲載されています。確認しましょう。



板橋区ハザードマップ 🔍

② 避難する場所を決めておく

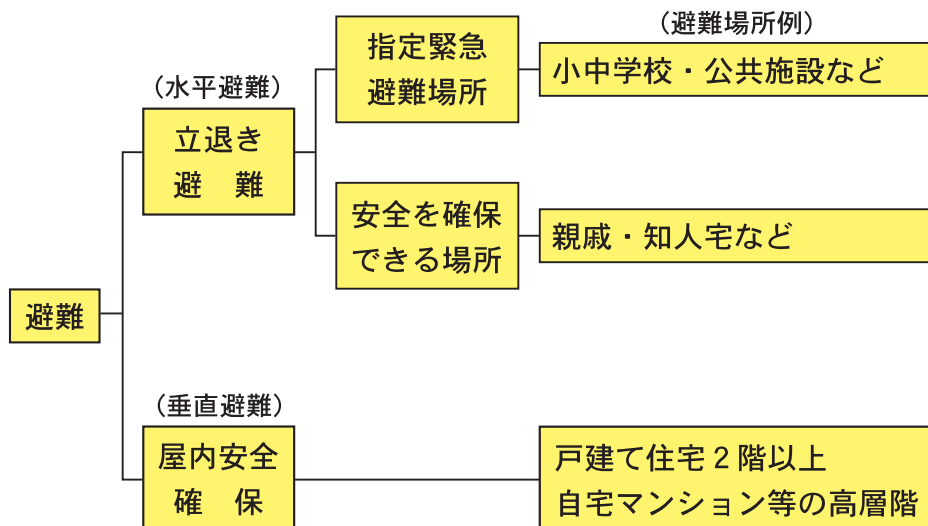
避難の原則は、命を守るために浸水が想定された区域外や土砂災害警戒区域外の災害リスクの低いより安全な地域に早めに立ち退き避難することです。避難するところが遠くても、命を守れる場所まで避難する必要があります。

特に荒川がはん濫した場合、50 cm以上の浸水が2週間以上継続する地域があります。浸水地域内ではライフラインが停止し、生活環境が悪化して新たな命の危機が生じる恐れがあり「立ち退き避難」(水平避難)が必要です。

ただし、石神井川などの中小河川で、水位の急上昇により避難の余裕時間が少ない場合には、建物2階以上へ移動する「屋内安全確保」(垂直避難)を行います。

避難する場所は必ずしも区が開設する避難所でもなくてもいいのです。安全を確保できる場所であれば、親戚宅や知人宅に避難するのも選択肢の一つです。ハザードマップを見ながら避難先を決めておきましょう。

避難行動【例】



※荒川氾濫時は最大浸水深が5 m以上に及ぶため建物3階以上へ

※周辺で浸水がはじまったら、直ちに命が守れる場所へ「緊急避難」(屋内安全確保)

あなたは水害・土砂災害の時どこに避難しますか？

■ 水害時の避難先 : わたしは _____ に避難します。

■ 土砂災害時の避難先 : わたしは _____ に避難します。

③ 避難に必要な情報を知る

警戒レベルごとの「避難情報」と「とるべき行動」

警戒レベル	とるべき避難行動等	発表主体	避難情報等	防災気象情報 (自主的に避難行動をとるために参考とする情報) ※国や都が発表
警戒レベル5 【災害発生】	【既に災害が発生している状況】 ・命を守るための最善の行動を取る	区	【災害発生情報】 ※災害が発生した場合に可能な範囲で発令 (必ず発令されるものではありません)	<警戒レベル5相当情報> 氾濫発生情報 大雨特別警報
警戒レベル4 【全員避難】	・速やかに避難する ・移動が危険な場合は建物の上階など、より安全な場所へ避難する	区	【避難指示(緊急)】 ※緊急的または重ねて避難を促す時に発令 【避難勧告】	<警戒レベル4相当情報> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
警戒レベル3 【高齢者等避難】	・避難に時間を要する人(高齢者の方、障がいのある方)は避難する ・その他の人は避難の準備をする	区	【避難準備・高齢者等避難開始】	<警戒レベル3相当情報> 氾濫警戒情報 洪水警報
警戒レベル2	・ハザードマップなどで避難行動などの確認	気象庁		洪水注意報 大雨注意報等
警戒レベル1	・最新の気象情報に注意する	気象庁		早期注意情報

注：各種の情報は1～5の順番に発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

防災気象情報と避難情報、さらに住民の取るべき行動の関係をわかりやすくするため、令和元年5月から5段階の警戒レベルの運用が開始されました。板橋区では様々な防災気象情報の発表を受けて、避難情報を発令して区民に避難を呼びかけます。

避難情報等は、屋外の無線放送では風雨が強い中では聞き取りづらく、携帯電話やパソコンに避難情報などを配信する「防災・緊急情報メール配信サービス」を行っています。ぜひ登録しておきましょう。

④ 避難のタイミングを決めておく

水害・土砂災害が発生する恐れがあるときに、あわてないように避難のタイミングを決めておきましょう。

避難情報を避難開始のタイミングにする場合は、高齢者・障がい者等避難に時間がかかる方は「警戒レベル3」、それ以外の方は「警戒レベル4」で全員避難開始しましょう。危険が迫ったとき、必ずしも避難情報が出されるとも限りません。危険だと感じたときには、自らの判断で自主的に避難を開始しましょう。

ご用心 災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

